

キルギス共和国政府直轄国家知的 所有権・イノベーション局 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 KG. I
委 任 状	附属書 KG. II

略語のリスト

国内官庁：	キルギス共和国政府直轄国家知的所有権・イノベーション局
KPL：	キルギス特許法 ¹

¹ キルギス特許法の条文はインターネット <http://patent.kg> から入手することができる。

指定（又は選択）官庁 KG	キルギス共和国政府直轄国家知的 所有権・イノベーション局 国内段階に入るための要件の概要	概要 KG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	キルギス語又はロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：キルギス・ソソ（KGS）又はEUR若しくはUSD建の相当額 ² 出願手数料及び予備審査手数料 ³ …………… KGS 8,000 1個を超える各独立の請求の範囲についての 請求の範囲手数料 ³ …………… KGS 1,500 審査手数料 ⁴ …………… KGS 15,000 1個を超える各独立の請求の範囲についての 請求の範囲審査手数料 ⁴ …………… KGS 7,500 3年目の更新手数料…………… KGS 8,500	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	出願人が自然人又は非営利組織の場合には手数料が90%減額される。大祖国戦争参戦者又はそれと同等の者、及び「第1種」障害者は手数料支払が免除される。	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をするために登録されている者	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 2 キルギスタン非居住者の場合には、National Bank of Kyrgyzstanが定める為替レートに従い支払日に適用される、ユーロ又は米国・ドルによる手数料の相当額を支払うことができる。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。この要件は、割増金が支払われることを条件に、当該期間の満了後から2箇月以内になお満たすことができる。
- 4 書面で審査請求を行い、審査手数料を同時に支払わなければならない。

KG	キルギス共和国政府直轄国家知的 所有権・イノベーション局 (続き)	KG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書 ⁶ 出願人がキルギスに居住していない場合には、代理人の選任	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知受領の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

KG. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁には、国内段階へ移行するための特別な様式はない。

KG. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PCT Rule 17.2(a)

KG. 03 優先権書類（翻訳文）

国内官庁は、審査で要求される特定のケースに限って、優先権書類のロシア語又はキルギス語への翻訳文を提出するよう出願人に要求する。提出されない場合、国内官庁は出願人に通知し、指定する期間内に優先権書類の翻訳文を提出するよう求める。

KG. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KG. I に概説されている。

KPL Art. 23

KG. 05 審査請求

国内官庁は特許の審査を行う。出願人から請求があると、国内官庁は実体審査を伴うか否かに関わらず、出願の審査を行う。審査請求は、国内段階移行日から30日以内に行わなければならない。所定期間内に請求されなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。

KPL Art. 17

KG. 06 代理

出願人がキルギスタンに居住していなければ、国内官庁に対する手続は代理人によらなければならない。いずれの出願人も、国内官庁に対して手続をする権限を有する弁理士が代理することができ、送達用あて名は通常ではその登録弁理士のあて名となる。登録弁理士の名簿は、請求に応じて国内官庁から、又は <http://patent.kg/en/attorneys/> の国内官庁ウェブサイトから入手できる。

KPL Art. 28

KG. 07 付与手数料

特許付与の決定を出願人が受領してから2箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。出願人が同期間内に付与手数料を支払わなかった場合には、遅延支払のための所定の割増料とともに、出願人は上記期間の満了から3箇月以内にこの支払をすることができる。

KG. 08 発明者

発明者の氏名及び住所は願書に記載しなければならないが、後の段階で提出してもよい。国内官庁は出願人に通知し、通知を出願人が受領した日から2箇月以内に発明者の氏名及び住所を提出するよう求める。

PCT Art. 28

KG. 09 出願の補正及びその時期

41

KPL Art. 22

出願人は自己の発意で、国内段階に入ってから2箇月以内であれば、手数料の支払を伴わずに自らの国際出願のいずれかの要素を訂正又は補充する権利を有する。ただし、その訂正又は補充によって、その変更された主題が最初に開示した発明又は実用新案の請求範囲を超えないことを条件とする。同期間の経過後は、この補充又は訂正は、所定の手数料を支払い、更に実体審査の結果の最終決定をする時までに限って行うことができる。

KG. 10 更新手数料

特許が付与された後、特許を有効とするためには継続（更新）手数料を支払わなければならない。最初の継続手数料は特許の付与手数料の支払と同時に行う。その後の手数料はすべて、手数料を支払うべき年度の開始前に支払う。支払は更に、対応する手数料の支払と同時に期間延長を申請することにより、最終日から6箇月以内であればすることができる。年金の額及び遅延支払の手数料の額は附属書KG. Iに表示されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

KG. 11 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階において又は国内官庁に対して出願人が国際出願に関するいずれかの手続を行うための期間を徒過した場合、国内官庁は、出願人の請求により、正当な理由があれば同期間を延長できる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

KG. 12 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Art. 4(3)
43

KG. 13 実用新案

PCT Rule 49bis.1(a), (b)
76.5

出願人が国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

KG. 14 出願変更

出願人は、特許出願の公告前に、出願変更を請求することによって同出願を実用新案登録出願に変更できる。実用新案登録出願は、付与の決定がある前であればいつでも特許出願に変更できる。変更された出願は、元の出願の優先日を有する。

手 数 料¹

(通貨：キルギス・ソソ)

出願及び予備審査手数料	8,000
－更に各追加発明について	1,500
審査手数料	15,000
－1個を超える各独立請求の範囲についての請求の範囲審査手数料	7,500
審査手数料は、国際調査報告が作成されている場合には25%、国際予備審査報告が作成されている場合には50%減額される	
期間経過後、最長12箇月の回復手数料、各月について	3,000
変更手数料：	
－実用新案出願から特許出願への変更	3,500
－特許出願から実用新案出願への変更	2,000
35頁までの明細書の付与及び公開手数料	5,000
－35頁を超える各追加頁について	500
特許更新手数料：	
－第3年度	8,500
－第4年度	10,500
－第5年度	12,500
－第6年度	14,000
－第7年度	17,000
－第8年度	21,000
－第9年度及び第10年度、各年	25,000
－第11年度及び第12年度、各年	33,500
－第13年度、第14年度及び第15年度、各年	50,500
－第16年度、第17年度及び第18年度、各年	59,000
－第19年度及び第20年度、各年	67,000
優先権回復手数料	3,500

手数料の支払方法

手数料はキルギス・ソソ (KGS) 建て、又はユーロ (EUR) 若しくは米国・ドル建ての相当額で支払う。すべての支払には出願番号 (判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号) を表示し、出願人の氏名若しくは名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。

キルギス・ソソ (KGS) 建ての手数料は次に支払わなければならない。

受取人： State Service of Intellectual Property and Innovation under the Government of
the Kyrgyz Republic

受取銀行： Central Treasury of the Ministry of Finance of the Kyrgyz Republic

口座番号： 4402042100005341

BIC： 440001

支払参照： 14511200

¹ キルギスタン非居住者の場合には、National Bank of Kyrgyzstanが定める為替レートに従い支払日に適用される、ユーロ又は米国・ドルによる手数料の相当額を支払うことができる。

キルギス非居住者については、米国・ドル建による手数料の相当額を次に支払わなければならない。

受取人： Central Treasury of the Ministry of Finance of the Kyrgyz Republic, State Service of
Intellectual Property and Innovation under the Government of the Kyrgyz Republic

対応銀行：Federal Reserve Bank of New York, New York, US

SWIFTコード：FRNYUS33

USD口座番号：0210-8671-5

又は、ユーロ建による手数料の相当額を次に支払わなければならない。

対応銀行：Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main

SWIFTコード：MARKDEFF

EUR口座番号：5040040042

受取銀行：National Bank of the Kyrgyz Republic, Bishkek, Kyrgyz Republic

SWIFTコード：NBKIKG22

口座番号：1013350100590106

Доверенность - Power of Attorney

Настоящая доверенность выдана (имя патентного поверенного, его N регистрации)

The present Power of attorney is granted to (name of the attorney and the number of his certificate)

Адрес (и наименование фирмы, если имеется):

Address (and the name of the firm if any):

в том, что ему поручается представлять интересы

which is hereby empowered to represent the interests of

по всем вопросам, связанным с приобретением, поддержанием и охраной прав промышленной собственности на территории Кыргызской Республики

in all matters related to application for granting, maintenance and protection of industrial property rights within the territory of the Kyrgyz Republic

Место:

Place:

Дата:

Date:

Подпись

Signature